

五九 硝子タンク自動車で牛乳輸送

戦近自動車の普及發達に伴ひ、其の利用方法の如きも貨客の輸送は勿論、軍事、農業、牧畜等各種各方面に考案を廻らされてゐることは、特に説明を要しない程であるが、最近濠洲ヴィクトリヤの一大搾乳會社では、内側を覆ふに硝子を以てしたるタンク自動車に依りて牛乳の大量輸送を開始したとのことである。尤も、斯かるタンクは未曾有のものと言ふ譯ではなく、嘗て南濠洲農業組合に於ては此の

種のタンクを鐵道の貨車に載せて使用したことがあるが、之を自動車に造り附けて牛乳の大量輸送に供したのは濠洲に於ては今回が始めであるとのことである。

タンク自動車の車臺は最新式六シリンダーの貨物用で四輪ブレーキを備へてゐる。又、之に搭載するタンクは外側を鋼鐵で造り、内側を硝子で裡附けし、之を絶縁するに二吋のコルクと一時のラエルトとを以てし、尙全部に二吋のカウリ松の覆板を蓋せてゐるそうである。斯かる構造を有するタンクは牛乳六百五十ガロンを容れ得るとの事である。

獨逸の新自動車交通令 (二)

法學士 右田鐵四郎

ハ 交通許可証ニ記號

第六條

(二) 上級行政官廳(第五條第一項)ハ申請ニ基キ公道ニ於ケル自動車ノ交通ヲ許可ス 許可ハ全國内ニ於テ効

力ヲ有ス

(二) 許可スル場合ニ在リテハ上級行政官廳ハ自動車ヲ臺帳ニ登録シ車輛ニ警察記號(第八條)ヲ附與シ申請者ニ右ニ關スル通知ヲ爲シ且自動車ノ許可登録及記號ノ附與ニ關スル證明書ヲ作成スヘシ。證明書ノ交附ハ自動車ノ運轉セラルル場所ヲ管轄スル警察官署ニ依リ之ヲ爲ス證明書ハ自動車稅ノ納付ニ關スル規定カ滿サレタルトキ交附スルコトヲ得 臺帳及證明書ノ雛形ハ交通大臣之ヲ定ム

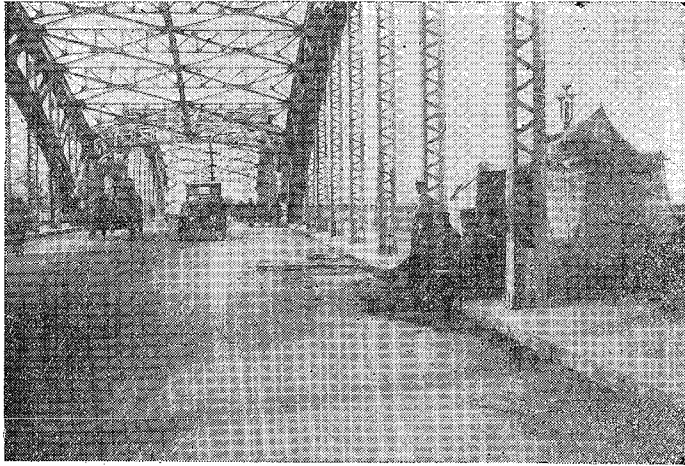
(三) 公道ニ於ケル交通ヲ許可セラレタル自動車ニ付臺帳及許可證ノ更正ヲ要スル變更ヲ生シタルトキハ其ノ所有者ハ管轄上級行政官廳ニ二週間内ニ許可證ヲ提出シテ其ノ更正ヲ申請スヘシ 燃燒機關ニ依リテ運轉セラルル乗合自動車又ハ同種ノ原動機ヲ有スル貨物自動車カ各車輪ニ他ノ外輪ニ代ヘテ空氣輪ヲ裝置シ爲ニ更正ヲ要スルニ至リタルトキハ其ノ所有者ハ外輪ノ變更ヲ適當ナル形式ニ於テ證明スヘシ原動機ノ種類ヲ變更シ又ハ強力ナル

原動機ヲ取附ケ其ノ構造又ハ傳導ニ於テ異ル制動機又ハ變向機ヲ取附ケタルトキハ所有者ハ直ニ意見書(第五條第二項)ヲ附シテ管轄上級行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

(四) 自動車ノ所有者其ノ住所ヲ他ノ上級行政官廳ノ所管區域内ニ移シタルトキハ遲滞ナク舊許可證又ハ其ノ公證謄本ヲ具シテ新ナル許可證ノ附與ヲ申請スヘシ 此場合ニ在リテハ鑑定人ノ意見書(第五條第二項第三項)ハ之ヲ要セス 車輛ニハ新ナル記號附與セララル 新ナル許可證ヲ附與スル際ニハ舊許可證ハ上級行政官廳ニ返納セシメ該官廳ハ前管轄官廳ニ新ナル記號ヲ通知スルト共ニ之ヲ送附ス 自動車ハ臺帳ニ登録セララルヘシ

(五) 自動車カ公道ニ於ケル交通ニ使用スヘカラサルニ至リタルトキハ其ノ所有者ハ管轄上級行政官廳ニ通知シ且許可證並記號ヲ返納スヘシ 此手續ヲ爲シタルトキハ車輛ハ取消サレタルモノト看做ス 記號カ官ヨリ附與セラレタルモノナラサルトキハ職印ヲ抹消シテ後返附ス返納ヲ怠リタルトキハ上級行政官廳ハ許可證及記號ヲ回收

シ又ハ記號ノ回收許サレサルトキハ記號上ノ職印ヲ明瞭



ノ請求ニ基キ同様ニ處置セラルヘシ

一ノ 近附市崎川縣川奈神(査調勢情通交)

ニ抹消
スヘシ
新ナル
自動車
税票カ
適時發
行セラ
レス又
ハ自動
車税カ
適時納
付セラ
レサル
トキハ
稅務署

(六) 公道ニ於ケル交通ヲ許可セラレタル自動車ヲ引續
キ使用セムトスル他ノ者ニ讓渡シタルトキハ舊所有者ハ
遲滯ナク其ノ住所ヲ管轄スル上級行政官廳ニ新所有者ノ
名住所及住居ヲ表示シテ所有權移轉ヲ届出ツヘシ 舊所
有者ハ尙新所有者ニ受領證ト引替ニ許可證ヲ交附シ受領
證ヲ届出書ニ添附スヘシ 届出書及受領證カ上級行政官
廳ニ到達スルト共ニ該車輛ハ舊所有者ニ對シテハ取消サ
レタルモノト看做ス 新所有者ハ遲滯ナク其ノ住所ヲ管
轄スル上級行政官廳ニ對シ舊許可證又ハ其ノ交證牒本ヲ
具シテ新ナル許可證ノ附與ヲ申請スヘシ 此場合ニ在リ
テハ鑑定人ノ意見書(第五條第二項第三項)ハ之ヲ要セ
ス 車輛カ當該上級行政官廳ヨリ許可ヲ受ケタルモノナ
ルトキハ其ノ記號ハ之ヲ保有ス 臺帳ハ更正セラルヘシ
車輛カ他ノ上級行政官廳ヨリ許可セラレタルモノナルト
キハ臺帳ニ登錄シ且新ナル記號ヲ附與ス 申請書ニ舊許
可證ノ公證牒本ノミヲ添附シタルトキハ新許可證ノ附與
ト引替ニ舊許可證ハ返納スヘキモノトス 舊許可證ハ前

管轄官廳ニ新ナル記號ノ通知ト共ニ送附スヘシ 新ナル許可證ハ自動車稅ノ納付ニ對スル規定カ滿サレタルトキ附與セララルヘシ

(七) 自動車ノ不可使用期間八ヶ月内ナルトキハ第五項第一段乃至第三段ノ規定ハ上級行政官廳カ臺帳ニ取消ノ日ヲ登錄セル後八ヶ月間ハ所有者ノ申請ニ基キ許可證ヲ保管スヘク且其ノ期間内ハ他ノ自動車ニ記號ヲ附與セサルモノトシテ適用ス 此期間内ニ從來ノ又ハ新ナル所有者カ再許可ヲ申請シ且其ノ期間内ニ自動車ニ第三項ノ意味スル變更ノ生セサリシコトヲ宣言シタルトキハ上級行政官廳ハ鑑定人ノ意見書(第五條第二項第三項)ヲ棄權スルコトヲ得 再許可ノ場合ニハ同一ノ記號(第二項)カ再下附サル 從來ノ所有者ニハ臺帳ニ再許可ノ日附登錄後從來ノ記號ヲ新所有者ニハ臺帳ノ更正後新許可證ヲ附與スルコトヲ要ス 許可證ノ附與ニ關シテハ各場合ニ付第二項第二段及第三段ヲ適用ス 許可ヲ取消サレタル自動車ニ付再許可ヲ求ムル所有者ノ住所カ他ノ上級行政

發 料

官廳ノ所管區域内ニ在ルトキハ許可申請ハ該官廳ニ爲スヘシ 再許可ニ關シテハ第二項ヲ適用ス 申請者ニ於テ自動車ニ第三項ノ意味スル變更ノ生セサリシコトヲ宣言ルトキハ官廳ハ鑑定人ノ意見書ヲ棄權スルコトヲ得 上級行政官廳ハ前管轄上級官廳ノ交附セル許可證ヲ回收シ且之ヲ該官廳ニ新ナル記號ヲ通知スルト共ニ送附スヘシ 前管轄上級行政官廳ハ其ノ臺帳ヲ更正スヘシ

(八) 上級行政官廳ハ各邦最高主務官廳ノ同意ヲ經テ公道上ニ於ケル交通ヲ許可セラレタル自動車ニ之ニ異ル記號ヲ附與スルコトヲ得 此ノ場合ニ在リテハ所有者ハ十四日內ニ許可證ヲ上級行政官廳ニ提出シテ其ノ更正ヲ受クヘシ

第七條

第三十八條ニ規定スル場合ヲ除キ公道ヲ交通スル凡テノ自動車ハ警察記號ヲ具備スルヲ要ス

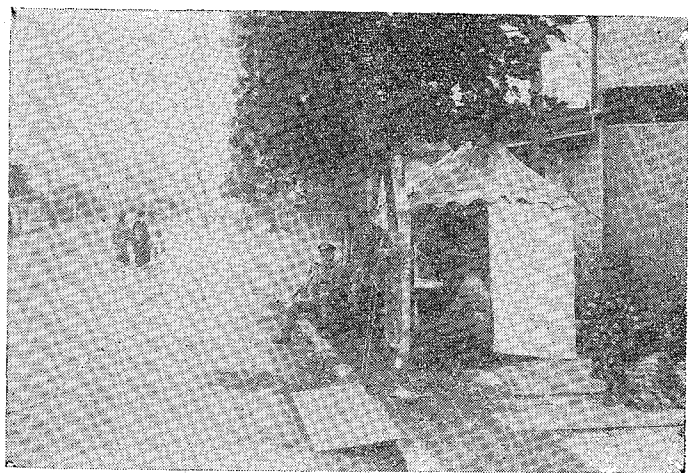
第八條

(一) 上級行政官廳ノ附與スル記號ハ邦(又ハ下級行政

(區劃)ヲ表示スル一ケ(又ハ數ケ)ノ文字(又ハローマ數字)及警察臺帳(第六條第二項)ニ登錄セラレタル車輛識別番號ヨリ成ル 國內ニ於ケル記號ノ分類ハ交通大臣方關係各邦最高主務官廳ニ諮問シテ後定ムル自動車ノ記號圖表ニ依リ之ヲ爲ス記號ハ車輛ノ前面及後面ニ外方ニ向ケ階易キ箇所ニ設クヘシ 記號ノ表面ハ車輛ノ縱軸ニ直角又ハ直角ニ近キ角度ヲ有スル様取付ケルヘシ但先端尖レル車輛ニ在リテハ前面及後面ノ記號ハ二箇宛ノ記號ヲ以テ代フルコトヲ得 之等ハ車輛ノ兩側先端ノ表面ニ縱軸ニ斜角ヲ爲シ車道ニ直角又ハ直角ニ近キ角度ヲ有スル様取付ケルヘシ

(二) 前面記號ハ黑縁ヲ有スル白地ニ黑キ文字ヲ以テ車輛ノ壁ニ描クカ若ハ螺旋、釘又ハ鋸ヲ以テ車輛ニ固着セシメタル正方形ノ標板ニ描クヘシ文字(又ハローマ字)及番號ハ一行ニ列ベだつしニ依リテ相互ニ分ツヘシ 寸法ハ縁ノ幅十耗以上だつしノ幅十二耗ナルトキハ文字ノ高サ七十五耗個々ノ文字ト縁ノ間隔二十耗だつしノ幅十

二耗だつしノ長二十五耗板ノ高サ縁ヲ除キ百十五耗トス



二ノ近附市崎川縣川奈神(査調勢情通交)

(三)
後面記號ハ黑縁ヲ有スル白地ノ四角板ニ文字(又ハローマ數字)及番號ヲ黒色ヲ以テ描キ標板

旋、釘又ハ鋸ニ依リ車輛ノ後面ニ固着セシムヘシ

ハ燈火ノ構成部分タラシムルコトヲ得（第十一條參照）

番號ハ文字（ローマ數字）ノ下方ニ又ハだつしニ依リテ分ケ文字ノ次ニ記スコトヲ得 寸法ハ縁ノ幅十耗以上だつしノ幅十五耗ナルトキハ文字ノ高サ百耗個々ノ文字ト縁ノ間隔二十耗二行ノ記號ニ在リテハ板ノ高サ縁ヲ除キ二百六十耗一行ノ記號ニ在リテハ百四十耗トシ尙一行ノ記號ニ在リテハだつしノ幅十五耗だつしノ長三十耗トス 後面記號ハ車輛ノ壁ニ描クコトヲ得

（四）自動自轉車ニ於テハ後面記號ヲ省略スルコトヲ得 自動自轉車ニ在リテハ前方ヨリ階易キ箇所ニ取附ケタル兩面ニ表示セル一ケノ前面記號アレバ足ル 記號ハ黒縁ヲ有スル白地ニ黒色ノ文字ヲ以テ車輛ニ螺旋、釘又ハ鋸ニ依リ固着セシメタル正方形ノ前部ノ角ヲ輕ク剪除セル板ニ描クベシ 文字（又ハローマ數字）及番號ハ一行ニ列ベ且だつしニ依リ相互ニ分ツベシ 寸法ハ縁ノ幅八耗以上だつしノ幅十耗ナルトキハ文字ノ高サ六十耗個々ノ文字ト縁ノ間隔十二耗だつしノ幅十耗だつしノ長十八耗

板ノ高サ縁ヲ除キ八十四耗トス

（五）運轉整備自重一噸七十五以下ノ電動荷車、運轉整備自重半噸以下ノ他ノ自動車及自動三輪車ニ在リテハ前面及後面の記號（第二項及第三項）ハ板ノ高サヲ二行ノ後面記號ニ於テ縁ヲ除キ百五十六耗トシ其ノ割合ヲ以テ第四項規定の寸法ヲ採ラシムヘシ

（六）記號ノ雛形ハ交通大臣之ヲ定ム

第九條

記號ニハ警察官署ノ職印（第六條第二項第二段）ヲ具備セシムヘシ 記號ニ捺印スル爲ニ警察官署ハ自動車ノ提出ヲ命スヘシ 捺印スルニ先チ警察官署ハ注意深キ検査ニ依リ自動車カ第八條第十條及第十一條ノ規定ニ適應セルコトノ確信ヲ得サルヘカラス

第十條

記號ハ反顧セサル様取附ケルヘシ 記號ハ蔽ハルルコトナク且常ニ讀ミ得ラルル状態ニ保持スヘシ 前面記號ノ下方ノ縁ハ地面ヨリ二十糎以上後面記號ノ下方ノ縁ハ四十五

種以上隔タルコトヲ要ス

第十一條

(一) 後面記號ハ夜間及濃霧ニ際シ明瞭ニ認メ得ヘキ様
照射スヘシ 照光装置ハ何レノ側ヨリスルモ記號ヲ蔽フ
ヘカラズ 運轉手席又ハ車内ヨリスル消光装置ハ消光ノ
際同時ニ總テノ燈火(第四條第一項第五號)ヲ消ス場合
ニ限り許サル

(二) 自動自轉車ニ在リテハ前面記號ハ夜間又ハ濃霧ノ
際兩側ヨリ明瞭ニ認メ得ヘキ様照射スヘシ

第十二條

記號ノ職印カ明瞭ヲ缺キ又ハ警察官署ノ職印ヲ押捺セル
記號ヲ更新スル必要アルキトハ第九條ノ規定ニ從ヒ再ビ自
動車ヲ警察官署ニ提出スヘシ 更新ノ必要生シタル地カ最
初ノ捺印ヲ受ケシ警察官署ニ遲滞ナク到達スルコトヲ得サ
ル場所ナリシトキハ最寄ノ警察官署ニ提出シ職印ヲ改メ又
ハ新ナル記號ニ職印ノ押捺ヲ受クヘシ 且此場合ニ在リテ
ハ許可證(第六條第二項)ニ此旨記載スヘシ

米國 都市交通取締條例準則理由書 (一)

瀧川勸則

本文は本誌第十卷第十號百二頁及同第十一號七十九頁以下に掲載された米國の都市交通取締條例準則の説明
及理由書を翻譯したものである。從て之を讀まる、諸賢は右條文を参照せられんことを望む。

一九二六年に開催したる全國街路及公道安全會議に於て

決議されたる統一車輛法典は次の如き基礎的諸條項、即ち